

(証券コード6480)
平成30年6月11日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都港区高輪二丁目19番19号
(本社事務所)
東京都港区芝二丁目7番17号
日本トムソン株式会社
代表取締役社長 宮 地 茂 樹

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日(水曜日)午後5時12分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階「ロイヤルクリスタル」
3. 目的事項
報告事項 1. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ikont.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、設備投資の増加を背景に緩やかな景気回復が継続いたしました。海外経済においては、米国では引き続き堅調に推移し、欧州地域やアジア地域においても、景気は総じて回復基調となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは、平成27年4月にスタートしました「IKO中期経営計画2017 (CHANGE & CHALLENGE)」の最終年度を迎え、成長し続ける企業集団を目指して事業拡大に努めるとともに、収益基盤を強化するための諸施策に取り組みました。

販売面につきましては、旺盛な設備投資需要を背景に高水準の受注が続くなか、既存顧客との取引深耕や今後の需要拡大が見込まれる戦略製品の拡販に注力いたしました。

生産面につきましては、急増する受注動向を受け、国内工場や生産子会社であるIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.においては人員増強等により供給体制の整備を急ぐとともに、原価低減による収益力の向上や生産能力の拡大に努めました。

当社グループの営業状況をみますと、国内外ともに需要業界の活発な設備投資動向を受けて好調に推移しました。国内市場においては、半導体製造装置や電子部品実装機等のエレクトロニクス関連機器向けや工作機械向けを中心に売上高は増加いたしました。海外市場においては、北米地域では、工作機械や精密機械向け等の需要が堅調に推移し、売上高は増加いたしました。欧州地域では、工作機械やエレクトロニクス関連機器向け等の売上高が増加いたしました。アジア地域では、生産自動化・省力化投資やインフラ関連向けなどの設備投資が続く中国をはじめ、韓国や台湾、香港の需要が増加したほか、優必勝（上海）精密軸承製造有限公司の連結子会社化により、売上高は大幅に増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、55,228百万円（前期比25.1%増）となりました。部門別では、針状ころ軸受および直動案内機器等（以下「軸受等」といいます。）の売上高は47,990百万円（前期比23.7%増）、諸機械部品は7,237百万円（前期比35.7%増）となりました。

部門別の売上高を前期と比較しますと、次のとおりであります。

区 分	第 68 期 (平成29年3月期)		第 69 期 (平成30年3月期)		前期比増減	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増 減 率
軸 受 等	百万円 38,797	% 87.9	百万円 47,990	% 86.9	百万円 9,193	% 23.7
諸 機 械 部 品	5,332	12.1	7,237	13.1	1,904	35.7
合 計	44,130	100.0	55,228	100.0	11,097	25.1

収益面につきましては、新基幹業務システム導入に伴う一時的な生産効率の悪化がありました
が、増収・増産効果等により、営業利益は2,649百万円（前期比131.2%増）、経常利益は2,397百
万円（前期比164.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,678百万円（前期は親会社株主
に帰属する当期純損失291百万円）となりました。

なお、期末配当金につきましては、安定的な配当を継続するという当社の基本方針に基づき、
業績水準や内部留保等を総合的に勘案しました結果、1株につき6円50銭といたし、中間配当金
6円50銭とあわせ当期の配当金は1株につき年13円といたしたいと存じます。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、国内工場や海外生産子会社のIKO
THOMPSON VIETNAM CO., LTD.における生産能力の増強および生産効率の向上、機械装置の更新等
を実施しました。また、本社建替関連の投資を含め、総額2,535百万円の設備投資を行いました。
設備投資資金につきましては、自己資金および社債、借入等により賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの事業分野は、機械産業およびエレクトロニクス産業の世界的な成長に伴い、工作機械や半導体製造装置向けをはじめとした幅広い業種において需要は着実に拡大するものと見ております。さらに、地球温暖化防止という世界的な潮流を背景に、機械装置の小型化・省力化ニーズに応える製品群は、成長性の高い事業分野であると考えております。

当社グループといたしましては、軸受等の製造販売を通じて、世の中から信頼され、必要とされ、さらに存在感のある企業グループとして発展していくために「I K O中期経営計画2020 (C H A N G E & C H A L L E N G E ～N e x t S t a g e —A C C O M P L I S H—)」を策定いたしました。持続的な成長と収益構造の強化に向け、今後高い成長性と収益性が見込まれる注力領域に経営資源を集中的に投入するとともに、当社グループのコア技術を最大限に活かした製品とサービス開発により、高い付加価値を世の中に提供してまいります。

<販売面における具体的施策>

「お客様から真っ先に相談していただける会社」を目指し、お客様が抱える問題やビジョンをしっかりと理解したうえで、営業部門のみならず技術・製造・管理部門が協働してソリューションを提案できる販売体制を確立してまいります。特に、I o Tやスマートファクトリーへの流れが加速するなか、市場のニーズは高度化・多様化していますが、ユニット製品等によるソリューション提案力を強化することでお客様へ提供する付加価値を高めてまいります。また、従来とは異なる新しい形でI K Oブランドの高い技術力を発信し、グローバル市場での認知度向上に努め、より効率的・効果的に販売拡大できる体制を築いてまいります。

<製品開発面における具体的施策>

I o T・ビッグデータ・A I・ロボット等、テクノロジーの進化による経済社会構造の変革が進むなか、産学官のオープンイノベーションも視野に入れ、新領域に向けた製品開発に注力し、新しい価値を社会に提供してまいります。同時に、世界各地のニーズを見極め、お客様が求める価値観を共有し、当社グループの持つ高い技術力を駆使してお客様の視点に立った製品開発・市場開拓に取り組んでまいります。

<生産面における具体的施策>

全社販売戦略に確実かつタイムリーに対応できる生産供給力の実現に向け、工程改善・自動化・新工法の確立に取り組み、生産改革を強力に推進してまいります。材料や部品等についても、最適なグローバル調達を実施するほか、設計規格の見直しやモジュール化等、上流からの抜本的な改革にも着手し改革の効果を高めてまいります。国内外生産拠点のそれぞれの利点を最大限に活かした最適地生産や的確な役割分担により、品質・価格・納期それぞれの面で競争力の強化を図ってまいります。

このように、グループ一丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と社会の発展に貢献してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 (平成27年3月期)	第67期 (平成28年3月期)	第68期 (平成29年3月期)	第69期 (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	44,972	43,664	44,130	55,228
経常利益 (百万円)	4,792	2,756	905	2,397
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,966	1,569	△291	1,678
1株当たり当期純利益 (円)	40.71	21.64	△4.04	23.35
純資産 (百万円)	61,099	58,056	58,605	59,666
総資産 (百万円)	93,411	89,197	99,627	99,836

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当該自己株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式が含まれております。
2. 第69期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本ディック株式会社	90百万円	100.0%	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO INTERNATIONAL, INC.	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	6,000千パーツ	49.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
優必勝（上海）精密軸承製造有限公司	8,000千米ドル	75.0	軸受等の製造ならびに販売
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	25,000千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売
優必勝（蘇州）軸承有限公司	73,000千中国元	— (100.0)	軸受等の製造ならびに販売

(注) 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を含んでおります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器（直動シリーズおよびメカトロシリーズ）等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(7) 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---

区 分	名 称	所 在 地
営 業 所	東 部 支 社	東 京 都 港 区
	中 部 支 社	名 古 屋 市 中 川 区
	西 部 支 社	大 阪 市 西 区
工 場	岐 阜 製 作 所	岐 阜 県 美 濃 市

(イ) 子会社

区 分	名 称	所 在 地
販 売 会 社	日 本 デ ィ ッ ク 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 区
	I K O I N T E R N A T I O N A L , I N C .	米 国
	N I P P O N T H O M P S O N E U R O P E B . V .	オ ラ ン ダ
	艾 克 欧 東 晟 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	中 国
	I K O T H O M P S O N A S I A C O . , L T D .	タ イ
	優 必 勝 (上 海) 精 密 軸 承 製 造 有 限 公 司	中 国
製 造 会 社	I K O T H O M P S O N V I E T N A M C O . , L T D .	ベ ト ナ ム
	優 必 勝 (蘇 州) 軸 承 有 限 公 司	中 国

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,232名	313名増

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,995
株式会社みずほ銀行	2,300
日本生命保険相互会社	1,450
三菱UFJ信託銀行株式会社	880
三井住友信託銀行株式会社	870
住友生命保険相互会社	600
株式会社十六銀行	480
株式会社大垣共立銀行	460
株式会社北陸銀行	440
株式会社三井住友銀行	420
富国生命保険相互会社	400

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 291,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,975,993株（自己株式1,525,432株を除く）
- (3) 株主数 4,699名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,830	9.49
日 本 ト ム ソ ン 取 引 先 持 株 会	4,499	6.25
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,486	6.23
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	3,293	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,284	4.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,509	3.48
株 式 会 社 不 二 越	2,008	2.78
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,612	2.23
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,404	1.95
日 本 ト ム ソ ン 従 業 員 持 株 会	1,333	1.85

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式を1,525,432株（2.07%）保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式（1,525,432株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、当該自己株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式（480,100株）は含めておりません。
4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

1,270個

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 127,000株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

	名 称	行 使 期 間	払 込 金 額	個 数	保 有 者 数
			行 使 価 額		
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	平成27年7月14日～ 平成57年7月13日	583円	195個	6名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	平成28年8月5日～ 平成58年8月4日	264円	480個	7名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	平成29年8月4日～ 平成59年8月3日	583円	595個	7名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

① 交付された新株予約権の数

199個

② 目的となる株式の種類および数

当社普通株式 19,900株 (新株予約権 1 個につき100株)

③ 当社使用人への交付状況

	名 称	行 使 期 間	払 込 金 額	個 数	交 付 数
			行 使 価 額		
執行役員 (当社取締役 を兼務してい る者を除く)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	平成29年8月4日～ 平成59年8月3日	583円	199個	10名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮地茂樹	代表取締役社長	
服部信一	専務取締役	人事総務部・法務室・営業部門・営業技術部・国際営業推進部担当
田中一彦	専務取締役	生産部門・技術部門担当
木村利直	取締役 上席執行役員	岐阜製作所長
下村康司	取締役 上席執行役員	事業開発部副担当、営業総括部長
岡嶋徹	取締役 上席執行役員	経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長
米田道生	取締役 執行役員	艾克欧東晟商貿（上海）有限公司董事長、優必勝（上海）精密軸承製造有限公司董事長
笠原信	取締役 執行役員	事業開発部担当、技術センター所長、優必勝（蘇州）軸承有限公司董事長
武井洋一	取締役	弁護士（成和明哲法律事務所）、山崎金属産業株式会社社外監査役
齊藤聡	取締役	学校法人産業能率大学経営学部教授
鈴木一夫	常勤監査役	
石部憲治	監査役	
那須健人	監査役	弁護士（ブレイクモア法律事務所）
木村和彦	監査役	エムエスティ保険サービス株式会社社外監査役、東栄株式会社社外監査役、株式会社中京銀行社外監査役、菊水化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち武井洋一、齊藤聡の2氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち石部憲治、那須健人、および木村和彦の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 取締役齊藤聡氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 常勤監査役鈴木一夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役石部憲治氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 7. 監査役那須健人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 8. 監査役木村和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（うち社外取締役）	11名（2名）	224百万円（23百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	47百万円（19百万円）
合 計（うち社外役員）	15名（5名）	272百万円（42百万円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 武井洋一

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

成和明哲法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と成和明哲法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

山崎金属産業株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と山崎金属産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 取締役 齊藤 聡

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

学校法人産業能率大学経営学部教授を兼職しております。なお、当社と学校法人産業能率大学との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 監査役 石部憲治

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、金融に関する造詣も深く、主に海外、資本市場業務の専門家の立場から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 監査役 那須健人

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

ブレイクモア法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社とブレイクモア法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

最高裁判所司法研修所の教官を兼職しておりましたが、平成29年4月1日をもって退任いたしました。なお、当社と最高裁判所司法研修所との間に特別の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤ 監査役 木村和彦

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

エムエスティ保険サービス株式会社、東栄株式会社、株式会社中京銀行、および菊水化学工業株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会にて監査役就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、金融業務に関する専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わった高い見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である武井洋一氏、齊藤聡氏および社外監査役である石部憲治氏、那須健人氏、木村和彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外取締役および社外監査役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

55百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等が、法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範として、「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管および管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制
当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進する体制を構築しております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「業務分掌規程」等により、当社所管部署に関係会社を管理する権限と責任を与え、関係する部署と協調して、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導、徹底を図っております。
関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役（会）に報告しております。
- ⑥ 監査役（会）がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役等からの独立性に関する事項
監査役（会）の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査役（会）は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査役（会）より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑦ 取締役および従業員等が監査役に報告するための体制および監査役会への報告に関する体制
取締役と監査役との協議により、監査役（会）に報告する事項を定め、経営に重要な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用およびその他監査に関する諸費用は会社が負担することとしております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制について

「コンプライアンス管理規程」に基づき、全部署に対する自己点検を当事業年度において2回実施するとともに、担当部署に内部通報窓口を設置し運用を行いました。

自己点検および内部通報窓口の運用の結果については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「コンプライアンス委員会」において、報告および審議いたしました。

② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスクアセスメントの実施により識別されたリスク項目について、関連する対応部署および対応組織より対応状況について報告がなされました。

報告を受けた内容については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「リスク管理委員会」において、報告および審議いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む10名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む4名の監査役も出席しております。

当事業年度において取締役会は18回開催され、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議、ならびに各業務執行取締役から業務報告が行われました。

また、取締役会とは別に経営会議を開催し取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、業務の執行について審議し、意思決定を行いました。

④ 関係会社の経営管理体制について

関係会社における重要事項の決定にあたっては、事前に親会社である当社へ報告されるとともに、経営会議あるいは取締役会において事前に十分な検討を行い、承認決議を行うことにより、関係会社の業務の適正を確保しております。

また、関係会社に関する業務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理体制や運用方法を明確化しております。

⑤ 監査役の職務執行について

当社の監査役会は、3名の社外監査役と1名の常勤監査役で構成されており、当事業年度において監査役会は14回開催され、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役会の職務の執行を監査しております。

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室、法務室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで（以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます）、引き続き継続することを決議し、平成29年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成29年5月15日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.ikont.co.jp/>）

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に関うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第68回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、第68回定時株主総会における本プランの承認時から第68回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会はさらに独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	62,984	流 動 負 債	19,577
現金及び預金	18,104	支払手形及び買掛金	10,939
受取手形及び売掛金	16,373	1年内返済予定の長期借入金	2,778
商品及び製品	11,734	リース債務	68
仕掛品	8,713	未払費用	2,767
原材料及び貯蔵品	5,095	未払法人税等	479
繰延税金資産	1,687	役員賞与引当金	60
その他	1,301	その他	2,484
貸倒引当金	△25	固 定 負 債	20,592
固 定 資 産	36,851	社債	10,000
有 形 固 定 資 産	20,313	長期借入金	8,516
建物及び構築物	5,348	リース債務	498
機械装置及び運搬具	9,700	繰延税金負債	1,456
工具、器具及び備品	712	退職給付に係る負債	15
土地	2,951	その他	104
リース資産	635	負 債 合 計	40,170
建設仮勘定	966	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,956	株 主 資 本	54,795
のれん	345	資本金	9,533
その他	2,610	資本剰余金	12,887
投 資 そ の 他 の 資 産	13,582	利益剰余金	33,544
投資有価証券	11,119	自己株式	△1,169
その他	2,511	その他の包括利益累計額	4,422
貸倒引当金	△48	その他有価証券評価差額金	4,450
資 産 合 計	99,836	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△154
		退職給付に係る調整累計額	125
		新 株 予 約 権	76
		非 支 配 株 主 持 分	372
		純 資 産 合 計	59,666
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	99,836

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,228
売上原価		39,401
売上総利益		15,826
販売費及び一般管理費		13,177
営業利益		2,649
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	199	
受取保険金	75	
その他	162	452
営業外費用		
支払利息	129	
売上割引	233	
固定資産除却損	44	
為替差損	239	
その他	57	704
経常利益		2,397
特別利益		
固定資産売却益	39	
移転補償金	250	289
特別損失		
建物解体費用	197	197
税金等調整前当期純利益		2,489
法人税、住民税及び事業税	597	
法人税等調整額	217	815
当期純利益		1,674
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,678

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,533	12,887	32,801	△801	54,420
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△935	—	△935
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,678	—	1,678
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△420	△420
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	51	51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	742	△368	374
当 期 末 残 高	9,533	12,887	33,544	△1,169	54,795

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	3,975	6	△104	△82	3,795
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	474	△6	△49	207	626
当 期 変 動 額 合 計	474	△6	△49	207	626
当 期 末 残 高	4,450	0	△154	125	4,422

	新株予約権	非 株 主 持 分	支 配 分	純 資 産 計
当 期 首 残 高	30		359	58,605
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—		—	△935
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—		—	1,678
自 己 株 式 の 取 得	—		—	△420
自 己 株 式 の 処 分	—		—	51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	46		12	685
当 期 変 動 額 合 計	46		12	1,060
当 期 末 残 高	76		372	59,666

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

[連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 8社
主要な連結子会社の名称 IKO INTERNATIONAL, INC.
NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.
艾克欧東晟商貿(上海)有限公司
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称 新三重精工(株)
連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称 該当ありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等
主要な非連結子会社の名称 新三重精工(株)
持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結決算日と異なる連結子会社
艾克欧東晟商貿(上海)有限公司 12月31日 ※1
優必勝(上海)精密軸承製造有限公司 12月31日 ※2
優必勝(蘇州)軸承有限公司 12月31日 ※2
※1: 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。
※2: 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
その他有価証券 決算期末日の市場価格等による時価法
時価のあるもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主に移動平均法により算定)
時価のないもの 主に移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準および評価方法 主に総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ③ デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ リース資産

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主に一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。

役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしているものは特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は発生連結会計年度に一括償却しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務を超過している退職給付制度については、退職給付に係る資産として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

(3) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定したうえで均等償却することとしております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 受取保険金の表示方法の変更

前連結会計年度まで連結損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「受取保険金」は、0百万円であります。

2. 補助金収入の表示方法の変更

前連結会計年度まで連結損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」へ含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「補助金収入」は、24百万円であります。

(追加情報)

従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の再導入を決議いたしました。

なお、平成25年2月より導入しておりました「従業員持株E S O P信託」は、導入時に定めた信託期間の満了日である平成30年3月14日付をもって終了いたしました。

1. 取引の概要

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度48百万円、113千株、当連結会計年度416百万円、480千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度66百万円、当連結会計年度420百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 65,164百万円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形 116百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 73,501,425株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	467	6.50	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	467	6.50	平成29年9月30日	平成29年12月6日

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式113,700株に対する配当金0百万円を含めております。
2. 平成29年11月6日開催の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式43,000株に対する配当金0百万円を含めております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成30年6月28日開催の第69回定時株主総会において次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467	6.50	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

- (注) 「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式480,100株に対する配当金3百万円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
普通株式 164,900株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
資金運用については安全かつ短期的な金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。
受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行いリスクを低減しております。また、外貨建ての売上債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してリスクヘッジしております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金および社債の用途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。なお、デリバティブ取引は当社の社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	18,104	18,104	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,373	16,373	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10,507	10,507	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,939)	(10,939)	—
(5) 社債	(10,000)	(9,990)	10
(6) 長期借入金	(11,295)	(11,297)	△1
(7) リース債務	(566)	(559)	7
(8) デリバティブ取引	0	0	—

（注）1. 負債に計上されているものは、（ ）で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

- ・ 現金及び預金、受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・ 投資有価証券

その他有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ・ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・ 社債

当社の発行する社債の時価については、店頭において取引される価格に基づいております。

- ・ 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該金利スワップおよび通貨スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- ・ リース債務

リース債務の時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- ・ デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額611百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	828円26銭
2. 1株当たり当期純利益	23円35銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数を、控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 480,100株 期中平均の当該自己株式の数 89,183株

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社および主要な連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度および確定拠出制度を併用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,961百万円
勤務費用	419百万円
利息費用	11百万円
数理計算上の差異の発生額	△209百万円
退職給付の支払額	△188百万円
その他	14百万円
退職給付債務の期末残高	7,008百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,779百万円
期待運用収益	130百万円
数理計算上の差異の発生額	53百万円
事業主からの拠出額	484百万円
退職給付の支払額	△188百万円
その他	14百万円
年金資産の期末残高	7,273百万円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,008百万円
年金資産	△7,273百万円
	△265百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△265百万円
退職給付に係る負債	15百万円
退職給付に係る資産	△280百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△265百万円

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	419百万円
利息費用	11百万円
期待運用収益	△130百万円
数理計算上の差異の費用処理額	39百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	339百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	184百万円
合計	184百万円

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	26%
一般勘定	21%
その他	15%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度51百万円であります。

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

平成29年1月13日に行われた優必勝（上海）精密軸承製造有限公司および優必勝（蘇州）軸承有限公司との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度において確定しております。

なお、のれんの金額に修正は生じておりません。

2. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれんの金額

384百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

(3) 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,051	流 動 負 債	17,719
現金及び預金	13,917	電子記録債権	5,545
受取手形	521	買掛金	3,652
電子記録債権	3,684	関係会社短期借入金	637
売掛金	10,295	1年内返済予定の長期借入金	2,778
商品及び製品	7,896	リース債権	68
仕掛品	6,956	未払金	1,362
原材料及び貯蔵品	5,040	未払費用	2,459
繰延税金資産	1,390	未払法人税等	332
未収入金	1,064	役員賞与引当金	60
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	1,923	その他	822
その 他	360	固 定 負 債	20,312
固 定 資 産	37,993	社債	10,000
有 形 固 定 資 産	14,980	長期借入金	8,516
建物	3,107	リース債権	498
構築物	274	繰延税金負債	1,224
機械及び装置	6,514	資産除去債	21
車両運搬具	16	その他	51
工具、器具及び備品	653	負 債 合 計	38,031
土地	2,893	純 資 産 の 部	
リース資産	635	株主資本	48,582
建設仮勘定	884	資本金	9,533
無 形 固 定 資 産	1,823	資本剰余金	12,887
投 資 そ の 他 の 資 産	21,189	資本準備金	12,887
投資有価証券	10,655	利益剰余金	27,331
関係会社株式	2,424	利益準備金	1,416
関係会社出資金	3,934	その他利益剰余金	25,914
関係会社長期貸付金	2,125	配当準備積立金	1,510
その他	2,093	退職手当積立金	500
貸倒引当金	△44	別途積立金	18,500
資 産 合 計	91,045	繰越利益剰余金	5,404
		自己株式	△1,169
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,354
		その他有価証券評価差額金	4,354
		繰延ヘッジ損益	0
		新 株 予 約 権	76
		純 資 産 合 計	53,013
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,045

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,874
売上原価		35,626
売上総利益		10,247
販売費及び一般管理費		9,282
営業利益		964
営業外収益		
受取利息及び配当金	292	
受取手数料	164	
受取保険金	75	
その他の	164	697
営業外費用		
支払利息	76	
社債利息	46	
売上割引	68	
固定資産除却損	44	
為替差損	169	
その他の	28	433
経常利益		1,227
特別利益		
固定資産売却益	38	
移転補償金	250	288
特別損失		
建物解体費用	197	197
税引前当期純利益		1,318
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	310	508
当期純利益		810

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	9,533	12,887	1,416	26,040	27,456
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△935	△935
当 期 純 利 益	—	—	—	810	810
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△125	△125
当 期 末 残 高	9,533	12,887	1,416	25,914	27,331

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△801	49,075	3,913	6	3,920	30	53,026
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	△935	—	—	—	—	△935
当 期 純 利 益	—	810	—	—	—	—	810
自 己 株 式 の 取 得	△420	△420	—	—	—	—	△420
自 己 株 式 の 処 分	51	51	—	—	—	—	51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	440	△6	433	46	480
当 期 変 動 額 合 計	△368	△493	440	△6	433	46	△13
当 期 末 残 高	△1,169	48,582	4,354	0	4,354	76	53,013

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(注) その他利益剰余金の内訳

	配当準備積立金	退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	1,510	500	18,500	5,530	26,040
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△935	△935
当期純利益	—	—	—	810	810
当期変動額合計	—	—	—	△125	△125
当期末残高	1,510	500	18,500	5,404	25,914

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債券
子会社株式および関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

時価のないもの
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
 - (3) デリバティブの評価基準および評価方法
 2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (2) 無形固定資産
 - (3) リース資産
 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - (2) 役員賞与引当金
 - (3) 退職給付引当金
- 償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法
- 決算期末日の市場価格等による時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
時価法
- 定額法（主な耐用年数…建物31年、機械及び装置12年）
定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。
役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生事業年度に一括償却しております。
- なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年

金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしているものは特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 受取手数料の表示方法の変更

前事業年度まで損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取手数料」は、19百万円であります。

2. 受取保険金の表示方法の変更

前事業年度まで損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取保険金」は、0百万円であります。

3. 補助金収入の表示方法の変更

前事業年度まで損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりました「補助金収入」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」へ含めて表示しております。なお、当事業年度の「その他」に含まれている「補助金収入」は、24百万円であります。

(追加情報)

従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 58,474百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 3,507百万円

短期金銭債務 233百万円

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形 98百万円

電子記録債権 18百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高	11,999百万円
仕入高	4,603百万円
営業取引以外の取引	849百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,005,532株
------	------------

(注) 従業員持株E S O P信託が所有する当社株式480,100株は、自己株式数に含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	1,176百万円
未払費用(賞与)	321百万円
繰越欠損金	2百万円
減損損失	629百万円
入会金	59百万円
その他	489百万円
繰延税金資産小計	2,676百万円
評価性引当額	775百万円
繰延税金資産合計	1,901百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,712百万円
退職給付引当金	△22百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,734百万円
繰延税金資産の純額	166百万円

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の 名 称	住所	資本金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	25百万 US \$	軸受等 製造・ 販売	所有 直接 100%	当社製品の 製造	資金の回収	500	1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	1,923
									関係会社 長期貸付金	961
							利息の受取	85	—	—
							システム利 用料	143	—	—
	NIPPON THOMPSON EUROPE B. V.	オランダ	9百万 ユーロ	軸受等 販売	所有 直接 100%	当社製品の 販売	軸受等販売	3,401	売掛金	960
	艾克欧 東晟商貿 (上海) 有限公司	中国	150	軸受等 販売	所有 直接 100%	当社製品の 販売 役員の兼任	軸受等販売	3,446	売掛金	1,139
	優必勝 (上海) 精密軸承 製造 有限公司	中国	8百万 US\$	軸受等 販売	所有 直接 75%	当社製品の 販売 役員の兼任	資金の貸付	915	関係会社 長期貸付金	915

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	740円42銭
2. 1株当たり当期純利益	11円27銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数を、控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数	480,100株	期中平均の当該自己株式の数	89,183株
-------------	----------	---------------	---------

(退職給付に関する注記)

採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度および確定拠出制度を併用しております。

退職給付債務の内訳

退職給付債務	6,735百万円
年金資産	△7,015百万円
未認識数理計算上の差異	209百万円
<hr/>	
前払年金費用(△は資産)	△71百万円

退職給付費用の内訳

勤務費用	412百万円
利息費用	11百万円
期待運用収益	△130百万円
数理計算上の差異の費用処理額	39百万円
<hr/>	
退職給付費用	332百万円

退職給付債務等の計算基礎

割引率	0.1%
期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、法務室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、付議議案や報告事案に関し、必要に応じて質問をしながら審議の経過や結果を掌握いたしました。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室、法務室等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化等に応じ、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。監査役会としましては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書提出時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

日本トムソン株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 一 夫 ㊟

社外監査役 石 部 憲 治 ㊟

社外監査役 那 須 健 人 ㊟

社外監査役 木 村 和 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき6円50銭といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年13円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金6円50銭 総額467,843,955円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本定時株主総会終結の時をもって全員10名の任期が満了となります。
つきましては、取締役を1名減員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。
その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	みやちしげき 宮地茂樹 (昭和31年4月14日生) 70,756株	昭和54年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成20年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 平成21年1月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 宮地茂樹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては平成24年に代表取締役社長に就任し、経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	
2	たなかかずひこ 田中一彦 (昭和28年1月10日生) 37,596株	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社技術センター技術部長 平成16年7月 当社技術センター品質保証部長 平成17年7月 当社技術センター所長兼品質保証部長 平成18年7月 当社技術センター所長 平成19年7月 当社技術センター所長兼技術部長 平成20年6月 当社取締役技術センター所長兼技術部長 平成20年7月 当社取締役技術センター所長 平成22年4月 当社取締役技術センター所長兼製品開発推進部長 平成22年6月 当社常務取締役技術センター・開発センター・生技センター 担当、製品開発推進部長 平成24年2月 当社常務取締役技術センター・開発センター担当、製品開発 推進部長 平成24年7月 当社常務取締役技術センター担当、製品開発推進部長 平成26年6月 当社常務取締役生産部門担当 平成27年4月 当社常務取締役生産総括部・生産調達部・生産技術部担当、 岐阜製作所長 平成28年4月 当社専務取締役生産部門・技術部門担当、岐阜製作所長 平成29年6月 当社専務取締役生産部門・技術部門担当 平成30年4月 当社専務取締役人事総務部・法務室・生産部門担当 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 田中一彦氏は、人事総務部をはじめとした管理部門、技術部門、生産部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	きむらとしなお 木村利直 (昭和32年11月23日生) 19,881株	昭和56年4月 当社入社 平成16年7月 当社東部支社北関東支社長 平成18年6月 当社東部支社長 平成20年6月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成24年7月 当社取締役営業部長兼第二海外営業部長 平成24年9月 当社取締役国内営業部門・営業技術部・物流業務部・国際営業推進部担当、営業部長兼第二海外営業部長 平成25年6月 当社取締役第一海外営業部長 平成27年4月 当社取締役上席執行役員、IKO INTERNATIONAL, INC. 取締役会長、NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役会長 平成29年6月 当社取締役上席執行役員岐阜製作所長 平成30年4月 当社常務取締役生産部門副担当、岐阜製作所長 (現任)
(取締役候補者とした理由) 木村利直氏は、主に海外を含む営業部門、生産部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
4	しもむらこうじ 下村康司 (昭和32年9月27日生) 27,144株	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社東部支社東北支社長 平成18年7月 当社東部支社南関東支社長 平成20年6月 当社東部支社長 平成22年7月 当社西部支社長 平成24年6月 当社取締役西部支社長 平成25年6月 当社取締役営業部長 平成26年7月 当社取締役営業総括部長 平成27年4月 当社取締役執行役員営業総括部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員営業総括部長 平成29年1月 当社取締役上席執行役員事業開発部副担当、営業総括部長 平成30年4月 当社常務取締役営業部門・営業技術部担当、事業開発部副担当 (現任)
(取締役候補者とした理由) 下村康司氏は、主に営業部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
5	おか じま とおる 岡 嶋 徹 (昭和36年7月8日生) 11,087株	昭和59年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成25年6月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 平成25年7月 当社経営企画部長 平成26年6月 当社執行役員経営企画部長 平成27年4月 当社執行役員経理部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経理部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 平成29年1月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長 平成29年6月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長 平成30年4月 当社常務取締役経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長 (現任)
(取締役候補者とした理由) 岡嶋徹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては経営企画部をはじめとした管理部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	よね だ みち お 米 田 道 生 (昭和32年2月21日生) 13,538株	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社海外営業部営業第二部長 平成20年6月 NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役社長 平成25年6月 当社取締役第二海外営業部長兼海外営業管理部長兼輸出管理室管理責任者 平成26年5月 当社取締役第二海外営業部長兼海外営業管理部長兼輸出管理室管理責任者、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長 平成27年4月 当社取締役執行役員、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長 平成29年1月 当社取締役執行役員、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長、優必勝(上海)精密軸承製造有限公司董事長 平成30年4月 当社取締役上席執行役員、優必勝(上海)精密軸承製造有限公司董事長 (現任)
(取締役候補者とした理由) 米田道生氏は、主に海外営業部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	かさ はら しん 笠原信 (昭和36年8月28日生) 9,106株	昭和59年4月 当社入社 平成20年7月 当社営業技術部長 平成25年7月 当社技術センター技術部長 平成28年4月 当社執行役員技術センター所長 平成28年6月 当社取締役執行役員技術センター所長 平成29年1月 当社取締役執行役員事業開発部担当、技術センター所長、優 必勝(蘇州)軸承有限公司董事長 平成30年4月 当社取締役執行役員事業開発部・技術部門担当、優必勝(蘇 州)軸承有限公司董事長 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
笠原信氏は、主に技術部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
8	たけ い よう いち 武井洋一 (昭和36年6月10日生) 0株	平成5年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、岩田合同法律事務所入所 平成12年4月 明哲綜合法律事務所(現 成和明哲法律事務所)パートナー (現任) 平成15年6月 当社社外監査役 平成18年6月 山崎金属産業株式会社社外監査役 (現任) 平成25年6月 当社社外取締役 (現任)
(社外取締役候補者とした理由)		
武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する高い実績を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
9	さい どう さとし 齊藤聡 (昭和34年5月16日生) 0株	昭和57年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 平成14年3月 株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)退行 平成14年4月 学校法人産業能率大学経営情報学部助教授 平成17年4月 同大学経営学部教授 (現任) 平成19年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役 (現任)
(社外取締役候補者とした理由)		
齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 武井洋一、齊藤聡の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
- ①武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
- ②齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授として高い見地と幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①武井洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年であります。
- ②齊藤聡氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。
5. 当社は、武井洋一、齊藤聡の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、両氏が社外取締役に再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、武井洋一、齊藤聡の両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木一夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当該監査役の候補者は、鈴木一夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位 兼任職 および 状況
ごとうとしひこ 後藤敏彦 (昭和35年3月29日生) 0株	昭和58年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成22年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 平成24年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員 平成24年6月 同社取締役専務執行役員 (現任)
(監査役候補者とした理由) 後藤敏彦氏は、長年にわたり携わられた金融業務に関する専門知識、豊富な経験と実績、幅広い知見を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。	

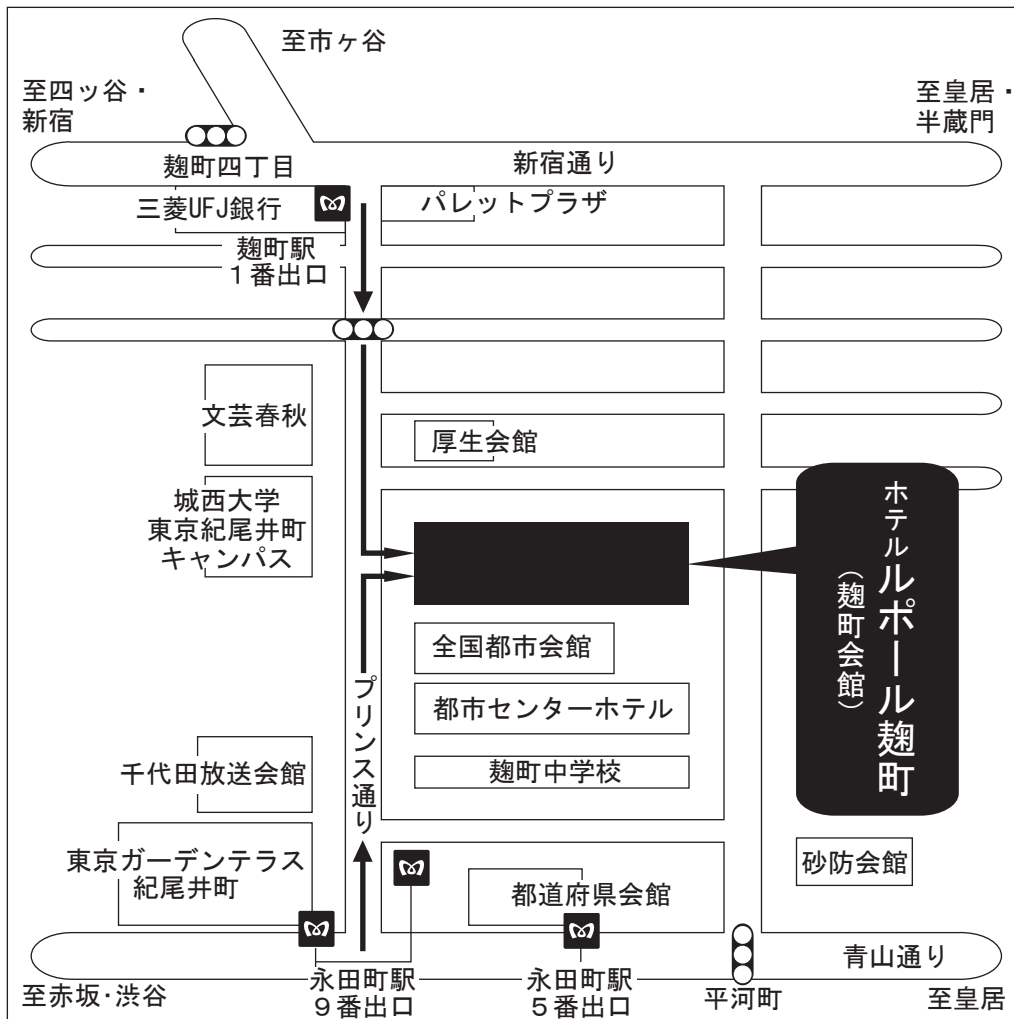
- (注) 1. 後藤敏彦氏は、新任監査役候補者であります。
2. 後藤敏彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines extending across the page, providing a template for writing notes or a memo.

株主総会会場ご案内図



ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階「ロイヤルクリスタル」

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

TEL 03-3265-5365

地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分

地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」平河町方面5番出口より徒歩5分

地下鉄南北線「永田町駅」紀尾井町方面9番出口より徒歩4分